

くらし

ごみ・リサイクル

ごみの収集

ごみの種類	主な分別のポイント	
	【対象物】	【対象外】
ペットボトル	PET表示があるもの ジュース類、しょう油、酒、めんつゆなど	洗剤、シャンプー容器、ラベル、キャップなど ⇒ 「 その他プラ 」へ ソース、食用油容器など ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
燃やすごみ	【出す際のお願い】	
	燃やすごみは必ず指定袋に入れてください 木の枝は長さ50cm、太さ10cm以下に切り、ひもで束ねて一度に2~3束ずつ出す。木の葉・草は45ℓ以下の中身が見える透明か半透明の袋。多量の場合は収集できません。数回に分けて出すか、直接クリーンセンターに持ち込み（有料）	
その他プラスチック製 容器包装	【対象物】 プラ表示があり、きれいな状態のものに限る 菓子袋等のその他プラスチック製容器包装、発砲スチロール、色付きトレイ ※白色トレイはコミュニティセンターやスーパー等にも回収BOX有り	【対象外】 油が付いていたり、汚れているもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ シャンプー容器等のポンプ部分 { バネあり ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ バネなし ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
新聞紙・本・ 雑誌類・ダンボール	【対象物】 ヒモで縛ってあり、きれいな状態のものに限る ビニール袋や紙袋を使用しない	【対象外】 汚れているもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
牛乳パック	【対象物】 内部が白色のものに限る。内部をゆすぎ、切り開いて乾かす	【対象外】 内部がアルミ箔や茶色のもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
その他紙製容器包装・ 雑古紙	【対象物】 紙表示があり、紙袋、包装紙、はがき、封筒、シュレッダーした紙 トイレットペーパーの芯	【対象外】 防水加工や、アルミ等でコーティングされているものや 汚れているもの、臭いが残っているもの ⇒ 「 燃やすごみ 」へ
衣類・布	【対象物】 きれいな状態の衣類、吸水性のある布類 上着、ズボン、スカート、スカーフ、タオルなど	【対象外】 コート類、革ジャンなど 下着類、靴下、雑巾など ⇒ 「 燃やすごみ 」へ 吸水性のないもの（カーテン、レース地の布）
燃やさないごみ	【対象物】 家電製品は、特定家電以外の小型のものに限り、コードは必ず切る カミソリ、針、割れたガラスなど細かなごみは、菓子缶などに入れて出す 出せるサイズは50cm×30cm×30cmまでの大きさのみ	【対象外】 家具（タンス類、たな等）、自転車など ⇒ 「 粗大ごみ 」へ（有料） 指定有料袋に入らない布団等の寝具類
缶	【対象物】 水でゆすいだ飲み物の缶、缶詰、ミルク缶など	【対象外】 ミルク缶よりサイズが大きい缶 ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ
ビン	【対象物】 水でゆすいだビン。割れたビンも「ビン」	【対象外】 化粧品・香水・農薬・耐熱のビン、ガラス製のコップなどのガラス製品、 金属のフタ ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ
危険ごみ	【対象物】 危険ごみは5品目で分ける ①ライター②スプレー缶③電池類、モバイルバッテリー ④蛍光灯、蛍光管（水銀入り）⑤水銀入り製品（体温計、血圧計等）	【対象外】 水銀が含まれていない、LED電球や蛍光灯など ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ 電子体温計、電子血圧計 ⇒ 「 燃やさないごみ 」へ

粗大ごみ（主なもの）

タンス

自転車

布団
(指定袋に入らない)

イス

テーブル

これらのごみは受け入れられませんので、取扱店等にご相談ください。
～処理困難物・産業廃棄物など～

建築廃材

鋼材

土砂・コンクリート

車両部品

ブロック

バッテリー

パソコン

農薬・薬品

消火器

漬け物石

FRP製品

電気温水器

メーカーが自主回収します。各メーカーに回収の申込みをしてください。

エコマル

HP80

自然環境の調和

株式会社 まるやま
たね

モットイナイ 10

ものを大切にしようと思い、そのものを作ってくれた人達や、自然の恵みに感謝する

★ マテリアルリサイクル 20

使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料にする

0289-62-2685

www.ecomaru.net

株式会社 丸当

空

創業以来、しっかりリサイクル。
■金属 買取

廃棄物のご相談は是非とも当社に!!

産業廃棄物収集運搬業 …… 栃木県 0900043865
一般廃棄物収集運搬業 …… 鹿沼市第 86 号

鹿沼市下石川732-22 (免許センター近く)

☎ (0289)72-1561

もっと快適な清潔さを創造する
松山のクレンリネスシステム

CLEAN & REFRESH

総合ビル管理

株式会社 松山環境美化

建築物清掃
シューティングクリーニング
一般廃棄物収集運搬
産業廃棄物収集運搬

〒322-0005 栃木県鹿沼市御成橋町1丁目2019-16
☎ (0289) 65-5358

住まいとくらし

黒川西側 家庭ごみの分け方・出し方

黒川西側



ペットボトル	燃やすごみ	その他プラスチック製容器包装	新聞紙・雑誌類・ダンボール・衣類・布 <small>※同日に、その他プラスチック製容器包装も回収します。</small>	燃やさないごみ	缶	ビン	危険ごみ <small>※同日に、燃やすごみも回収します。</small>
毎週	毎週	毎週	第1・第3	第2・第4	第3以外の	第3	第3
月	火	水	水	水	木	木	金
曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日

ごみステーションへの出し方							
コンテナ容器 (水でゆすぐ)	鹿沼市指定袋	透明または半透明の袋 (水でゆすぐ)	ひもで十字に縛る。小さいものは透明または半透明の袋	透明または半透明の袋	コンテナ容器	コンテナ容器	コンテナ容器または代わりの容器
ペットボトル (つぶさなくても出せます) ・汚れているものは「燃やすごみ」 ・ラベル、キャップは「その他プラ」	生ごみ 靴 バッグ (出来る限り金具を外す) 燃やすごみ以外の木の枝・葉・草 45g以下の透明か半透明の袋 出し方 ひもでしばる 木の葉・草 鳥の糞 臭い草・木の枝 (長さ50cm以下、太さ10cm以下) (臭い入りの名前を記入)	弁当 カップ 食品トレイ ポップ部分は パネがあれば「燃やさないごみ」 パネがなければ「燃やすごみ」 菓子袋 ・汚れているものは「燃やすごみ」	ダンボール 雑誌・本 紙パック 新聞紙 雑古紙 衣類・布	傘(布・ビニールは外して「燃やすごみ」) 菓子缶 (ミルク缶よりも小さいものは「缶」) 鍋 食器類 (ガラス・陶器) 小型の家電製品 (電源コードはハサミで切る) 家電製品のコードは必ず切ってください。→コードがついたままだと機械に絡まり、故障してしまいます。コードも「燃やさないごみ」	缶 ビン (フタははずす) 汚れがちなものは「燃やさないごみ」	ビン (フタははずす) 汚れがちなものは「燃やさないごみ」	ライター (使い切った) 水銀入り製品 (体温計、血圧計等) 乾電池 ボタン電池 充電式電池 蛍光灯、蛍光管 (水銀入り) スプレー缶 (穴をあける) モバイルバッテリーなど 危険ごみは5品目でそれぞれ分けてください。

※当日の朝 8:30 までにごみステーションにお出してください。

- ・祝日は問わず、月のはじめの曜日が第1です。
- ・祝日もごみステーション収集を行います。(土日、年末年始は収集を行いません。市HP等をご確認ください。)
- ・分別ができていないものは収集出来ません。正しく分別し直して、次回の収集日に出してください。

直接クリーンセンターにごみを持ち込む場合		直接クリーンセンターへ持ち込む際の料金	
持ち込める曜日	搬入時間	区分	品目
月曜、木曜(祝日除く)	8:30~11:50 13:00~16:20	下記以外の家庭ごみ	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、危険ごみ、資源ごみ
毎月第三日曜日	8:30~12:00	処理困難物の一部	健康器具、スプリング入りマットレス・ソファ、電動自転車など
<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間に余裕を持ってお越しください。時間を過ぎると受付できません。 ・持込みは、1世帯で1日1回をお願いします。 ・積載量 2t未満の車両でお越しください。「燃やすごみ」を持ち込む際は、指定袋は使用せずに透明か半透明の袋に入れてください。 ・ごみは、必ず分別した状態で持ち込みください。分別できていない場合は、お持ち帰りいただきます。 		特定家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
		動物の死体	犬、猫など
		料金	250円/10kg ※10kg未滿も有料 300円/10kg ※10kg未滿も有料 1,500円+リサイクル料金 無料

黒川東側 板荷地区 家庭ごみの分け方・出し方

黒川東側 板荷地区



燃やすごみ	ペットボトル	その他プラスチック製容器包装	燃やさないごみ	新聞紙・雑誌類・ダンボール・衣類・布 <small>※同日に、その他プラスチック製容器包装も回収します。</small>	危険ごみ <small>※同日に、燃やすごみも回収します。</small>	缶	ビン
毎週	毎週	毎週	第1・第3	第2・第4	第3	第3以外の	第3
月	火	水	水	水	木	金	金
曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日

ごみステーションへの出し方							
鹿沼市指定袋	コンテナ容器 (水でゆすぐ)	透明または半透明の袋 (水でゆすぐ)	コンテナ容器	ひもで十字に縛る。小さいものは透明または半透明の袋	透明または半透明の袋	コンテナ容器または代わりの容器	コンテナ容器
生ごみ 靴 バッグ (出来る限り金具を外す) 燃やすごみ以外の木の枝・葉・草 45g以下の透明か半透明の袋 出し方 ひもでしばる 木の葉・草 鳥の糞 臭い草・木の枝 (長さ50cm以下、太さ10cm以下) (臭い入りの名前を記入)	ペットボトル (つぶさなくても出せます) ・汚れているものは「燃やすごみ」 ・ラベル、キャップは「その他プラ」	弁当 カップ 食品トレイ ポップ部分は パネがあれば「燃やさないごみ」 パネがなければ「燃やすごみ」 菓子袋 ・汚れているものは「燃やすごみ」	傘(布・ビニールは外して「燃やすごみ」) 菓子缶 (ミルク缶よりも小さいものは「缶」) 鍋 食器類 (ガラス・陶器) 小型の家電製品 (電源コードはハサミで切る) 家電製品のコードは必ず切ってください。→コードがついたままだと機械に絡まり、故障してしまいます。コードも「燃やさないごみ」	ダンボール 雑誌・本 紙パック 新聞紙 雑古紙 衣類・布	缶 ビン (フタははずす) 汚れがちなものは「燃やさないごみ」	ビン (フタははずす) 汚れがちなものは「燃やさないごみ」	ライター (使い切った) 水銀入り製品 (体温計、血圧計等) 乾電池 ボタン電池 充電式電池 蛍光灯、蛍光管 (水銀入り) スプレー缶 (穴をあける) モバイルバッテリーなど 危険ごみは5品目でそれぞれ分けてください。

直接クリーンセンターにごみを持ち込む場合		直接クリーンセンターへ持ち込む際の料金	
持ち込める曜日	搬入時間	区分	品目
火曜、金曜(祝日除く)	8:30~11:50 13:00~16:20	下記以外の家庭ごみ	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、危険ごみ、資源ごみ
毎月第三日曜日	8:30~12:00	処理困難物の一部	健康器具、スプリング入りマットレス・ソファ、電動自転車など
<ul style="list-style-type: none"> ・受付時間に余裕を持ってお越しください。時間を過ぎると受付できません。 ・持込みは、1世帯で1日1回をお願いします。 ・積載量 2t未満の車両でお越しください。「燃やすごみ」を持ち込む際は、指定袋は使用せずに透明か半透明の袋に入れてください。 ・ごみは、必ず分別した状態で持ち込みください。分別できていない場合は、お持ち帰りいただきます。 		特定家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
		動物の死体	犬、猫など
		料金	250円/10kg ※10kg未滿も有料 300円/10kg ※10kg未滿も有料 1,500円+リサイクル料金 無料

自宅へのごみの引取りを依頼する場合		区分	品目	料金
手順 ①引取りの予約をする 予約先：TEL0289-64-3362 受付時間：月曜日～金曜日まで(祝日除く)(8:30~17:00) ※12時~13時は、受付できません。 ②シールを購入する ※2024年4月以前にご購入いただいたものも使用できます。 必要な枚数のシールを購入してください。 シールの購入先 市民課、各コミュニティセンター、クリーンセンター ※シールの返品はできません。 ③収集日の朝8:30までに、ごみを出す シールを貼って、指定の場所にお出してください。(家の前など)	粗大ごみ	家具、寝具類、自転車、ストーブ類など	500円/1個	
	処理困難物の一部	健康器具、スプリング入りマットレス・ソファ、電動自転車など	2,000円/1個	
	特定家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 (リサイクル料金は、メーカーや品目により異なります)	2,000円/1個 リサイクル料金	
	動物の死体	犬、猫など	1,400円/1体 道路上の場合は無料	

市で受け入れられないごみについて～処理困難物・処理困難物など～



▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 ☎64-3241

し尿の処理

▶ 初めて汲み取りするとき

転居・転入などで初めて汲み取りをするときは、一般廃棄物処理申請書(し尿)による申請で登録が必要です。申請は、鹿沼市環境クリーンセンターの窓口で受け付けています。

▶ 臨時の汲み取りをするとき

トイレの改修や引越しなどで臨時に汲み取りをするときは、その3営業日前までに連絡してください。

▶ 手数料

1本(36リットル)につき400円です。料金は便利な口座振替制度をご利用ください。

▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 ☎64-3241

生ごみ処理機等設置費補助

「生ごみ」の減量化を図るため、生ごみ処理機およびコンポスト容器を設置する人に対し補助金を交付します。

補助金の交付を受けるには、次の要件が必要です。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している人
- (2) 容器または処理機を有効に活用できる人(生ごみを堆肥化し、花壇や菜園等で有効活用する)
- (3) 市税を完納している人
- (4) 過去5年間に本補助金の交付を受けていない人

▶ 補助金の額

- (1) 生ごみ処理機 購入金額の1/2、上限30,000円(1世帯1台まで)
- (2) コンポスト容器 購入金額の1/2、1個あたり上限6,000円(1世帯2個まで、100円未満切り捨て)

※生ごみ処理機、コンポスト容器ともに購入前の申し込みに限ります。

▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 ☎64-3241

資源ごみ回収報償金

資源ごみを共同集荷し、市が指定した回収業者に売却した団体に対して、市から報償金をお支払いします。報償金の額は回収重量1kg当り4円です。

※資源ごみとは再利用できるもので、新聞紙、雑誌、ダンボール、ビン類、金属類などです。

※市の報償金の対象は紙類のみです。

※報償金の額は、年度毎に変更になる場合があります。

▶ お問い合わせ 資源循環課資源循環推進係 ☎64-3241



住まいとくらし

広告



捨てればごみ!
分ければ資源!!

一般廃棄物収集運搬
有限会社 **ごみやさん**

鹿沼市富岡92-2
TEL 0289-65-5221

鹿沼市環境処理 (株)平成リサイクルセンター

お任せ下さい! 安心・安全・機動力
本社 鹿沼市富岡447 壬生工場
0282-81-0621



※扱い品目(8品目)
木くず、紙くず、雑草くず、農プラスチック類、金属くず
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類



木質燃料チップ
製造・出荷

環境

家庭用低炭素化設備導入補助(デコ活補助金)

家庭で用いる環境負荷の少ない低炭素化設備の導入を支援するため補助金を支給します。

申請をするには次の要件が必要です。

- (1)新品未使用の低炭素化設備を購入し、設置していること。
- (2)低炭素化設備を設置した住宅に住所を有し、居住していること。
- (3)低炭素化設備を設置した住宅が店舗等との併用住宅または集合住宅の場合は、自ら居住する部分のみで使用していること。
- (4)市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

▶ お問い合わせ 環境政策課脱炭素推進係(☎64-3194)

対象設備	支給額
LED照明器具	購入費用の1/2 上限5千円
太陽光発電設備	3万円
おひさまエコキュート	3万円
リチウムイオン蓄電池	4万円
太陽光発電設備とリチウムイオン蓄電池の一体設置	7万円
電気自動車及びPHEV車	8万円
V2H(充放電設備)	4万円

花いっぱい運動推進補助金

対象区域内のプランターや花壇に花を植える事業を実施する団体へ補助金を交付します。

補助金額 対象経費の2分の1以内で上限3万円(千円未満切り捨て)

▶ お問い合わせ 環境保全課環境保全係(☎65-1064)

環境苦情について

環境苦情(道路、不法投棄、騒音、雑草、ペット等)について、応急処置を行います。

※案件の内容については、対応できない場合もあります。

▶ お問い合わせ 環境保全課環境保全係(☎65-1064)

家庭用浄水器設置補助

上水道の給水区域外で、市の指定する家庭用浄水器を設置する場合に補助金を交付します。

補助金額 事業費の2分の1以内で上限10万円(千円未満切り捨て)

▶ お問い合わせ 環境保全課環境保全係(☎65-1064)

野焼きは禁止されています

廃棄物の屋外焼却(野焼き)は原則として禁止されています。また、構造基準を満たさない焼却炉の使用も禁止されています。これに違反すると「5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科」に処せられます。

▶ お問い合わせ 環境保全課環境保全係(☎65-1064)

光化学スモッグ緊急時の発令

注意報などの発令時にコミュニティセンターや郵便局、駐在所などに立看板を掲出します。

▶ お問い合わせ 環境保全課環境保全係(☎65-1064)

放射線量測定器の貸し出し

空間放射線量測定器の貸し出しをしています。

▶ お問い合わせ 環境保全課環境保全係(☎65-1064)

熱中症を予防しましょう

自分でやれる熱中症対策 5つの心得

★エアコンをうまく利用しよう

持病のある人や高齢者は暑さで体が弱っていると、室内にいても熱中症にかかることがあるので注意しましょう。

★梅雨が明けた時期は注意

梅雨明けの後は急に気温が上がり、体も暑さに慣れていないため、体調を崩しやすくなります。夏の猛暑日にも十分体調に気を配りましょう。

★こまめに水分を摂りましょう

のどが乾く前に、こまめに水分を補給しましょう。就寝の前にも忘れずに！アルコール飲料は、逆に体の水分を奪ってしまい危険です。

★異変を感じたらすぐに病院へ

熱中症は頭痛、吐き気、めまい、だるさからはじまり、重症のときは意識を失い、生命に係わる危険さがあります。

体調に異変を感じたら、すぐに涼しい場所へ避難して医療機関に相談しましょう。

★周囲の人達にも気配りを

自分だけでなく、家族や近所の人たちの体調にも気をつけましょう。



人 権

人権啓発・人権擁護

差別や偏見をなくし、人権が尊重される明るくすまよい社会づくりを推進しています。

- 人権擁護委員による人権相談、人権講話
- 人権啓発推進市民会議による街頭啓発

▶ 人権を考える市民のつどい(人権講演会)の開催

人権意識を高めてもらうことを目的に、情報センターなどで人権講演会を開催しています。

▶ 人権啓発標語の募集・活用

市民から人権に関する標語を募集し、啓発に活用しています。

▶ パートナー&ファミリーシップ宣誓制度の申請

希望する人は、下記へお問い合わせください。

▶ お問い合わせ 人権・男女共同参画課人権推進係(☎63-8351)

隣保館(万町)

地域住民の生活上の各種相談や社会福祉などに関する総合的な事業を行っています。人権尊重の意識と活動を高めるための、啓発・広報活動を行っています。

- 各種相談事業(生活、健康、就労、福祉など)
- 啓発・広報活動事業
- 健康教室
- 高齢者ふれあい事業

▶ お問い合わせ 隣保館(☎64-4776)

南部地区会館(万町)

同和問題を始めとした人権教育の普及・啓発を行っています。

- 生さがいの集い
- 女性の集い
- 子どもの集い

▶ お問い合わせ 南部地区会館(☎65-5764)

交通安全対策

高齢者運転免許自主返納支援

運転免許を自主返納した65歳以上の人にリーバス予約バス回数券を交付します。

対象者

全ての運転免許を自主返納した65歳以上の鹿沼市民。

申込方法

ご希望の方は、警察署等で運転免許の自主返納の手続きが済んだら、返納した人本人が、マイナンバーカード等の本人確認ができる身分証と、栃木県公安委員会が発行する自主返納を証明する書面(申請による運転免許の取消通知)を持参のうえ、申し込みください。

交付内容

リーバス予約バス回数券(1人1回限り)

- 返納時の年齢が75歳未満の方: 11,000円分
- 返納時の年齢が75歳以上の方: 1,100円分

▶ お問い合わせ 生活課交通政策係(☎63-2163) 2階窓口⑧

防 犯

防犯灯

町内に防犯灯が必要なときは、自治会を通して要望してください。

▶ お問い合わせ 市民協働課コミュニティ推進係(☎63-2240)

健康の豆知識

出典:厚生労働省e-ヘルスネット(https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/)より加工・編集して作成

メッツ / METs

メッツとは運動や身体活動の強度の単位です。安静時(横になったり座って楽にしている状態)を1とした時と比較して何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度を示します。



歩く・掃除機をかける
3メッツ



速歩・自転車に乗る
4メッツ

サルコペニア

筋肉の量が減少していく老化現象のことです。25～30歳頃から進行が始まり生涯を通して進行し、老人の活動能力の低下の大きな原因となっています。歳を重ねる毎に意識的に運動強度が大きい運動を行うことが大切です。



青年期 加齢による筋肉量の減少 サルコペニア 老齢期

アルコールと結核

結核は過去の病気ではありません。現在でも年間2万5千人が罹患します。多量飲酒者では合併する栄養低下も加わり、免疫力が低下し結核にかかりやすくなります。かつてジョージア州で行われた調査では新たに発症した結核患者の実に49%がアルコール依存症者であったという報告があります。



過剰なアルコール摂取は
かぜや結核にかかりやすくなる



ペット及び野生鳥獣

犬の登録

犬を飼う場合には必ず、登録してください。市では、令和8年4月1日からマイクロチップ情報を環境省のデータベースに登録することで、犬の登録申請が完了したとみなされます。犬の死亡や飼い主の変更などがある場合は、連絡してください。

▶ お問い合わせ

環境保全課生きもの係 (☎63-2187)

犬猫の相談

▶ 引き取り

新しい飼い主をさがしても見つからず、どうしても飼えなくなった犬猫の引き取りは、県動物愛護指導センターにご相談ください。

県動物愛護指導センター(宇都宮市今宮4-7-8)

☎028-684-5458

▶ 死んだとき

環境クリーンセンター ☎64-3241に直接搬入するか、または引き取りを依頼(有料1,400円/体)してください。

狂犬病予防注射

生後91日以上の犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受けてください。

▶ お問い合わせ

環境保全課生きもの係 (☎63-2187)

野生鳥獣の相談

野生鳥獣の相談を受け付けています。

▶ お問い合わせ

環境保全課生きもの係 (☎63-2187)

道路

交通安全施設が必要なとき

市道にカーブミラーなどが必要になった時は、自治会長を通してご相談ください。

▶ お問い合わせ

市都市保全課道路河川保全係 (☎63-2213)

道路を占有するとき

市、国・県道路に工作物や施設を設け、継続して道路を使用する場合は道路管理者の許可が必要です。

市道…市都市保全課道路河川管理係 ☎63-2208

国・県道…鹿沼土木事務所保全部 ☎65-3212

道路についての問い合わせ・相談

▶ 道路が崩れている、穴があいている、側溝の蓋が壊れているとき

市道…市環境保全課環境保全係 ☎65-1064

国・県道…鹿沼土木事務所保全部 ☎65-3216

▶ 道路との境界を確認したいとき

市道・認定外道路…市都市保全課道路河川管理係

☎63-2208

国・県道…鹿沼土木事務所保全部

☎65-3212

道路と敷地の関係

建物を都市計画区域内に建築する場合は、4m以上の道路に2m以上敷地が接していなければなりません。4m未満の場合は相談してください。

▶ お問い合わせ 建築指導課建築指導係 (☎63-2242)

広告



Shinohara Animal Hospital しのはら動物病院

地域に根ざし 家族のきずなを大切にします

診療受付	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00 - 11:30	●	-	●	●	●	●	●
15:30 - 18:30	●	-	●	●	●	●	-

平日12:00~15:30は手術

栃木県鹿沼市西茂呂3-55-2

☎0289-74-7855



院長 篠原 雄大

日本獣医がん学会
腫瘍科II種認定医



当院の詳細情報は
ホームページをご覧ください。



Dog Salon AFRO
~当院敷地内に併設しています~

住まい

家を建てる時の手続き

家の新築、増築などの工事を始める前に、「確認申請」を提出してください。建築計画が法令に適合していることが確認された後に、「確認済証」が交付されます。

※「確認済証」の交付を受け、工事が始まった段階で、現場の見やすいところに「建築基準法による確認済」を表示してください。

工事が完了したときは「完了検査申請」を提出して、完了検査を受けてください。

※都市計画区域外でも、土砂災害特別警戒区域内での建築、また構造や規模によっては、確認申請が必要になる場合があります。

▶ 構造・規模が一定規模以上の建築物

中間検査の時期に達したときは「中間検査申請」を提出して、検査を受けてください。

▶ お問い合わせ 建築指導課建築審査係 (☎63-2430)

建築確認申請の際、必要となる手続き (狭あい道路に関する事前協議)

建築確認申請の際、敷地に接する道路が狭あい道路(4m未満の道路)の場合、「鹿沼市狭あい道路の整備および管理に関する指導要綱」に基づく事前協議が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

▶ お問い合わせ 建築指導課建築指導係 (☎63-2242)

空き家に関すること

▶ 空き家等の適正な管理の推進

相談や情報提供を受けた物件については、所有者等に対して助言・指導等の通知を行います。

▶ 空き家バンク制度

市内にある売却・賃貸をしたい空き家等を登録して、利活用希望者を募ります。交渉・契約の仲介は、市内不動産業者を紹介することが可能です。また、利活用希望者情報の登録も行っています。

▶ お問い合わせ 建築課空き家対策係 (☎63-2243)

空き家に関する支援

▶ 空き家解体補助制度

市内にある空き家等の所有者が「不良住宅」または「特定空家等」に該当する建築物を解体する際に、工事費の2分の1以内、上限50万円を補助します。

▶ 空き家バンクリフォーム補助制度

空き家バンク制度に登録されている物件を購入、リフォームし、定住する目的の市外在住者(工事費の2分の1以内、上限50万円+加算項目あり)、または子育て世代等の方(工事費の3分の2以内、上限100万円)の費用を補助します。

▶ お問い合わせ 建築課空き家対策係 (☎63-2243)

市営住宅

市営住宅に空き室が生じたときは定期的に「広報かぬま」、市ホームページ、市SNSおよび指定管理者ホームページで募集します。募集に合わせて申し込みをしてください。ただし、市営住宅の申し込みには資格要件がありますので事前にご確認ください。

入居資格

- ①住宅を所有していないこと
- ②市税を滞納していないこと
- ③暴力団員ではないこと
- ④所得が一定基準内であること

▶ お問い合わせ

指定管理者:有限責任事業組合かぬま住まいサポートセンター (☎74-7234)

建築課住宅係 (☎63-2217)

鹿沼市居住支援協議会

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する人への住まいに関する相談対応、情報提供等に行政、関係団体等と連携して取り組んでいます。詳しくはお問い合わせください。

▶ お問い合わせ 建築課住宅係 (☎63-2217)



広告

空き家の解体 おまかせください

補助金申請、不用品回収、草刈りなど対応致します

お見積り無料 お気軽にお問い合わせください



NEO FRONTIER
ネオフロンティア株式会社
本社 〒321-1261 日光市今市1245-10

鹿沼営業所
〒322-0067 鹿沼市天神町1857-3
TEL 0288-25-7190

ネオフロンティア 解体

検索

新婚世帯への住居費用等に関する支援

▶ 結婚新生活支援補助金

婚姻と定住を促進し、少子化対策を強化するため、年齢等の要件を満たす新婚世帯に対し、婚姻した年度に支払う住居費用等の一部を補助します。

詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

▶ お問い合わせ

子育て支援課こども支援係(☎63-2160) 2階窓口④

住宅建設(取得)等に関する支援

▶ 住宅リフォーム助成事業

市内事業者による住宅のリフォーム工事費の一部を補助します。

補助金額	リフォーム工事費の10%以内、上限8万円(千円未満切捨)
対象工事	●市内に本社のある法人または市内に住所を有する個人事業主による、20万円(税込)以上の住宅のリフォーム工事 ※認定申請日において建築後1年を経過している住宅が対象です。(新築、建替え工事は対象外)
注意点	●対象工事は一棟につき1回までです。 ●同一工事での補助金等との併用はできません。 ●工事着工前の認定申請が必要です。その他条件等もありますので、詳細はお問い合わせください。

▶ お問い合わせ 建築課住宅係(☎63-2217)

▶ 鹿沼産木材による住宅・店舗等建築助成制度

鹿沼市では鹿沼産木材および鹿沼産森林認証材を用いて、木造住宅または、店舗・施設等を新築や増築、リフォームを行う方を対象に木材使用量に応じて報奨金(商品券)を支給しています。

▶ お問い合わせ 林政課木のまち推進係(☎63-2186)

耐震化の相談について

▶ 木造住宅に対する耐震診断、耐震改修補助制度

市では、地震に強い安心安全なまちづくりを推進するため、既存木造住宅の耐震診断士の派遣および耐震改修・建替えに対する補助を行っています。

補助の対象となる住宅(次の要件を全て満たすもの)

- 木造2階建て以下で一戸建ての住宅
- 在来軸組み工法等により建築されたもの
- 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

補助金額等

耐震診断士の派遣は、市が対象住宅に耐震診断士を派遣し、無料で耐震診断を実施します。

耐震改修補助は、耐震改修工事の5分の4以内の額。(上限115万円)

建替え補助は、耐震改修工事に要する費用相当分の5分の4以内の額(上限100万円)

▶ お問い合わせ 建築指導課建築指導係(☎63-2242)

都市計画

開発行為について

▶ 都市計画区域内

①宇都宮都市計画区域(線引き都市計画区域)

→市街化区域

- 1,000㎡以上の開発行為は市長の開発許可が必要です。

→市街化調整区域

- 原則として開発許可を受けた土地以外は建築が制限されています。(農家住宅などは例外があります)

②栗野都市計画区域(非線引き都市計画区域)

- 3,000㎡以上の開発行為は、市長の開発許可が必要です。

▶ 都市計画区域外

- 10,000㎡以上の開発行為は、市長の開発許可が必要です。

宅地造成工事について

▶ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)

鹿沼市全域で一定規模以上の盛土、切土等を行う場合は、あらかじめ許可または届出が必要となります。詳しくは栃木県ホームページをご覧ください。

▶ お問い合わせ

開発許可:建築指導課開発指導係(☎63-2215)

用途地域について

用途地域ごとに建ぺい率、容積率などの規制があります。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

屋外広告物について

栃木県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示の場所、方法や屋外広告物を掲出する物件の設置、管理などについて規制しており、表示にあたっては許可が必要な場合があります。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

鹿沼市景観条例について

景観計画区域内(鹿沼市全域)で一定規模以上の建築物及び工作物の建築、または開発行為を行う場合、鹿沼市景観条例に基づく届出が必要です。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

国土利用計画法について

一定面積以上の土地に関して、売買などの取引を行った場合、国土利用計画法に基づく届出が必要です。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

▶ お問い合わせ 都市政策課都市政策係(☎63-2209)

公有地の拡大の推進に関する法律について

同法第4条第1項に基づき、一定の要件及び規模を満たす土地を取引するときには、市町村長に事前に届出をすることが義務付けられています。詳しくは鹿沼市ホームページをご覧ください。

▶ お問い合わせ

都市政策課用地・地籍調査係(☎63-2227)

土地

公共用地の代替地登録制度

市が公共事業の用地を取得する際に、代替地を希望する人がいます。そのため市では、あらかじめ代替地として利用するために登録する制度を設けています。

公共事業用地の代替地として、土地の登録を希望する人は申請手続きを取るようお願いいたします。なお、代替地として売却した場合には、最高で1,500万円までの所得控除が受けられます。

代替地の条件

- ①原則として、1区画の面積が200㎡以上で公道に接していること。
- ②地上権・永小作権などの権利が設定されていないこと。

▶ お問い合わせ

都市政策課用地・地籍調査係 (☎63-2227)

農地

農地の売買、貸し借りをするときは

法に基づく手続きが必要なため、農業委員会へご相談ください。

農地を他の用途に転用するときは

市街化区域内

農地転用の届出書を提出してください。なお、1,000㎡以上の開発行為を伴うときは、開発許可も必要ですので建築指導課開発指導係 (☎63-2215) へお問い合わせください。

市街化調整区域・その他の区域

農地転用の許可申請書を提出し農業委員会の許可を受けてください。なお、転用の申請前に、農政課の手続きが必要な場合もあるため、農政課農政係 (☎63-2191) へお問い合わせください。

また、開発行為を伴う申請は、開発許可の申請が必要となります。

▶ お問い合わせ 農業委員会事務局 (☎63-2184)

森林

森林を伐採するときは

森林法第10条の8の規定により立木の伐採前に届出が必要になります。また、伐採終了後や森林以外の用途の完了の際にも再度届出が必要となります。伐採後、森林以外の用途に使用し、1.0ha(太陽光発電の場合は0.5ha)を超える場合は、下記の林地開発になる可能性がありますのでご注意ください。

森林の所有者が変わったときは

個人・法人を問わず売買や相続等により「地域森林計画対象民有林」に指定されている土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地の売買契約の届出をしている方は対象外になります。

▶ お問い合わせ 林政課木のまち推進係 (☎63-2186)

林地開発について

1haを超える森林開発(太陽光発電設備の設置を目的とするときは0.5haを超える森林開発)には、森林法第10条の2の規定により、市長の開発許可が必要です。

▶ お問い合わせ 林政課森林保全係 (☎63-2194)



————— 告 告 —————

山林のことお任せください

山林の委託管理 山林の買い取り

林家としての誇りと信頼、地域に根差した林業経営

有限会社 高見林業

鹿沼市上粕尾 870-2
TEL 0289-82-3007

